

## 事業計画書

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における福祉保健活動拠点の役割について

区の施策を踏まえ、地域において福祉保健活動拠点の指定管理者として行うべき取組を、具体的に記載してください。

本会の基本理念「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」は、福祉保健活動拠点の設置目的と重なるものです。また、本会は鶴見区地域福祉保健計画をはじめ区と一体となって地域福祉を進める役割を担うとともに、民間団体である立場を生かして柔軟なネットワークづくりや事業に取り組めるという側面も持っています。そこで、本拠点の運営を本会の本来事業と連動させ、効果的な運営に取り組みます。

#### 1 適正な施設運営と福祉保健活動の推進

本拠点を利用する全ての方が安全・安心してご利用できるように、施設や備品の維持に努め、相手の立場に立った窓口対応を行います。また、利用団体や本会が関わる福祉保健関係団体の声を受け止め、施設の運営だけでなく、区内の福祉活動のネットワークづくり等広く地域福祉の推進につなげます。

#### 2 ボランティア活動の推進

ボランティア活動希望者と依頼者の思いを尊重したコーディネートや、活動団体の運営支援、ネットワークづくり、地域の困りごとや新たな人材や活動の発掘等に取り組みます。

#### (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、福祉保健活動拠点として課題解決のためにしていく取組について、具体的に記載してください

鶴見区は市内全域と比較して、人口が多く、特に若年層や外国籍の住民、単独世帯が多いという特徴があります。横浜市の人口推計によると、市全体で徐々に人口減少に向かう中、鶴見区では人口増が続き、2040年には32万人を超えるとされています。また、高齢化率は約5ポイント上昇して26.5%に達し、稼働年齢層が減少する等、緩やかに人口構成が変化すると予測されています。

地理的には臨海部・丘陵部・鶴見川流域とに分かれ、山坂の多さや交通の便の状況等も大きく異なります。また、工業地域、商業・住宅地域など、同じ区内でありながら全く違う特色を持つ地域が混在しています。京浜工業地帯にある大企業に加えて中小企業も多く、總持寺といった区民のシンボルとなる歴史的な場所も存在しています。

これらのことから、今後は高齢化等に伴う様々な課題（移動・買物等の生活支援の必要性の増加、ボランティア等の担い手の減少）が深刻化し、それも地域によって状況が異なるため、全区一律で

ない小地域での対応が必要になると予想されます。一方で鶴見区の強み・魅力としては、地域に关心を持つ企業が多いことや、外国にルーツのある人が多いこと、少子化はそれほど進行しないという予測等があります。

鶴見区福祉保健活動拠点の利用状況等から見ると、障害当事者活動やボランティア活動は比較的活発と言えます。また、地域福祉保健計画「鶴見・あいねっと」の推進にあたり区と地域ケアプラザ、区社協による地域支援チームも活発に運営され、日常的な連携体制がとられています。

鶴見区福祉保健活動拠点の運営や本会の他の事業を通して、これらの多様な人や組織とのネットワークを広げ、課題解決に取り組みます。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

社会福祉協議会（以下、「社協」）は、明治41年に創設された「中央慈善協会（全国社会福祉協議会の前身・初代会長：渋沢栄一）」とその後身を母体とした非営利の民間組織で、昭和26年6月に施行された社会福祉事業法74条（現在の「社会福祉法109条」）に基づく団体です。

昭和26年に横浜市社協の設立と同時に鶴見区社協も創設されています。

#### 1 基本理念

本会は、住み慣れた地域社会の中で「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という基本理念の実現に向けて、約200団体の会員組織のネットワーク機能を活かした地域福祉活動を推進し、地域住民やボランティア、関係機関等、公私福祉関係者とともに共助の層を厚くする取組を進めています。



#### 2 基本方針

本会は、横浜市社協及び18区社協が協働で定めた基本方針「長期ビジョン2025」に基づき5つの重点取組（「身近な地域での住民のつながり・支え合い活動の推進」「地域における権利擁護の推進」「幅広い福祉保健人材の育成」「会員活動と地域福祉の推進」「社協の発展に向けた運営基盤の強化」）に沿って具体的な事業に反映させてきました。

事業の推進にあたっては、鶴見区地域福祉保健計画「鶴見・あいねっと」を柱とし、区役所と地域ケアプラザとの連携を重視し日常的に協力しあって取り組みます

※事業実績等については、「令和5年度事業報告書」及び「令和6年度事業計画書」を参照ください。

### (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

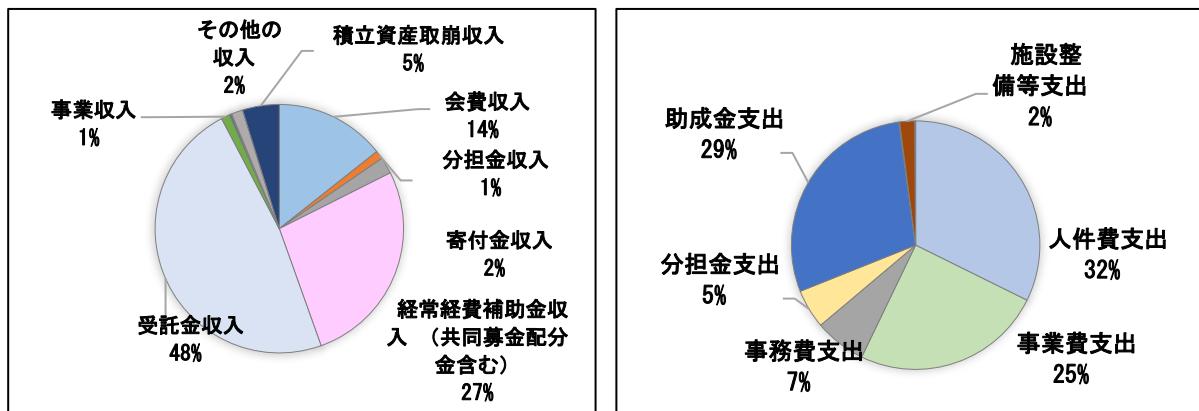
## 1 財務状況の健全性

社会福祉法人の会計基準に則り、理事会・評議員会・監事監査それぞれのチェック機能のもと予算執行しております。

法人税については対象となる収益事業がないことから令和 11 年度まで申告を免除されており、それ以降も免除となる見込みです。消費税は毎年遅滞なく納付しています。

## 2 財務状況

令和 5 年度の予算規模は約 6,700 万円で、主な収入は、横浜市や市社協等からの受託金（48%）、共同募金からの配分金（18%）、会員からの会費収入（14%）等です。共同募金や会費収入は緩やかに減少してはいますが、繰越金も十分あり、安定した地域福祉推進のための事業運営が見込めます。



寄付金を原資とした福祉基金は2億7千万円を超える、区内の地域福祉推進に活用することができます。(但し、基金は主には助成金として他団体に配分を行うもので、原則として区社協の法人運営には充てられず、区社協の事業に活用する場合も制限があります。)

今後もより安定した財源の確保に向けて、善意銀行や共同募金など寄付文化の醸成を一層進めていくとともに、基金の有効活用についても会員等と検討していきます。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 職員の確保及び配置について

福祉保健活動拠点を運営していく上で、必要な職員の確保、適正な配置についての考え方や計画を記載してください。

##### 1 人員体制

総括責任者を本会事務局長、管理運営責任者は事務局次長を充てるとともに、福祉保健活動拠点の運営担当として、常勤職員2名（拠点運営担当1名とボランティア事業担当1名）と非常勤職員のボランティアコーディネーター2名、さらに拠点管理の非常勤職員4名を配置し、各部屋の利用促進やボランティア相談等に対応します。※常勤職員は兼務

##### 2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、地域福祉の推進やボランティア活動支援、施設管理に意欲のある職員を配置します。

また、常勤職員は、横浜市社会福祉協議会全体で一体的な人事管理を実施しており、法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

非常勤職員は、現在、配置している職員を継続して配置することで業務の継続性を担保します。採用にあたっては、様々な媒体を活用し、公正・公平な人材確保を行い、充分な研修を実施の上、実務にあたります。

## (2) 育成・研修について

福祉保健活動拠点の機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

### 1 人材育成について

本会の人材育成は、横浜市社会福祉協議会と一体的に進めています。横浜市社会福祉協議会が定める「人材育成計画」において、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱とし、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

### 2 研修計画について

研修計画に基づき、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な研修を実施することで、知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくと共に、外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

〈参考〉令和6年度 職員対象研修（抜粋）

	研修名		研修名
基幹研修他	職員全体研修	実務研修	労務管理研修
	人権研修		地区社協のてびき研修
	ハラスメント研修		区地域福祉保健計画推進担当者向け研修
	メンタルヘルス研修		生活福祉資金研修
	地域福祉実践研修		福祉保健活動拠点管理事業担当者向け研修
	新任(採用時)研修		ボランティア担当者向け研修
	新任(フォローアップ)研修		ボランティアコーディネーター研修
	OJT研修		福祉教育担当者向け研修
	2級職員研修		災害ボランティアセンターについて学ぶ研修
	主任職員研修		身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業研修
	新任管理職研修		身近事業の視点から個と地域支援の一体的展開を考える
	管理職研修		食支援オリエンテーション
	接遇・マナー研修		他、経理・労務研修などの実務研修
	苦情解決研修		

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

本拠点は平成 28 年度に移転したため設備の多くは比較的新しい状態ですが、不測の事態に備え、安心・安全にご利用いただけるよう施設の維持管理を行います。

#### 1 施設・設備の維持管理・修繕

職員による日常点検の他、委託業者による定期的な点検を実施します。建物のオーナーや管理会社とも密な関係を保ち、軽微な不具合は早急に対応し、重大な案件については速やかに区と協議して対応します。

利用団体からは利用時に不具合があれば報告を受けるとともに、年に 1 回の利用調整会議にてご意見を聞く場を設け、利用者の声を反映した運営につなげます。専門的な機材等についても、利用団体と調整しながら優先順位をつけ修繕や購入を行います。

#### 2 衛生管理

日常的な清掃の他、職員も常に目を配り清潔な環境維持に努めます。感染症の流行時等は、定員や利用時間を調整して安全な利用ができるよう、区と協議の上柔軟に運営を行います。

《参考：業者等による点検の頻度》

○日常清掃

トイレ・水回り・廊下等…土日を除き毎日

各部屋 …上記清掃の際で利用団体がない時及び夜間

○警備（機械警備）…センサー等による 24 時間警備

○空調設備点検…毎年 3 回実施

○消防設備点検…毎年 1 回実施

### (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

横浜市社会福祉協議会内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を本会においても共有し、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、職員が状況を確認し、必要に応じて救急車の出動要請、病院への搬送を行うなど、適切かつ迅速に対応します。また、速やかに区役所等の関係機関への第一報を行う等初動対応を行います。

また、発生した事故への損害賠償等については、施設賠償責任保険に加入しており損害賠償責任に対応します。

福祉保健活動拠点内には、自動体外式除細動器（AED）を設置し、緊急時に職員及び利用者が対応できるよう体制を整えています。

### (3) 防災等に対する取組について

震災や風水害等の防災への取組や感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、被害の最小化に努めます。

災害対策マニュアル以外にも、法人として事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として職員を派遣しており、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えています。

感染症の発生・まん延に対しては、マスクの着用、手洗い・消毒の励行等に加え、必要に応じて密を避けたゾーニングや利用定員の制限を行うなどして感染拡大の防止に努めます。

### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民及び団体等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

福祉保健活動拠点は横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたつた対応を心がけます。

#### コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令順守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え方、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。



コンプライ  
アンス  
ハンドブック

### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

## 1 利用者ニーズへの対応

日常的なコミュニケーションの中でご意見やご要望をうかがう他、対面で直接言いづらい意見を受け止める仕組みとしてご意見箱を設置しています。

また、毎年窓口満足度調査を実施し、広く利用者からいただいたご意見や改善策を公表します。さらに、利用調整会議を開催し、利用団体から拠点の管理や運営について直接ご意見をいただく機会とします。



受付に設置したご意見箱



窓口満足度調査の結果を公表

## 2 苦情対応

申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、福祉保健活動拠点に係る苦情についても本制度に基づき適切に対応します。所属（一次対応）、横浜市社会福祉協議会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。

また、横浜市社会福祉協議会で開催する「苦情解決研修」に職員を派遣し、受講職員が職場内で伝達研修を実施することで、研修内容の共有に努めます。

## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### 1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時には施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しが原則禁止としています。

あわせて年に1回、自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

### 2 情報公開について

法人の運営状況を本会ホームページに掲載するなど、積極的に情報公開へ取り組みます。

また「本会の保有する情報の公開に関する規程」に基づき、必要に応じて各種情報を公開します。さらに事業計画・予算、事業報告・決算や第三者評価の結果など、特に重要な運営状況については窓口で隨時ご覧いただけるよう、閲覧用ファイルを設置します。

### 3 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹となる研修として位置づけ、実施しています。

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマ プラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

### 1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。あわせてリサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

また、プラスチック対策や食品ロス削減に取り組むことで、SDGsの達成や脱炭素社会の実現に貢献していきます。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調を適温に設定して節電に努めるなど、施設運営の省エネルギー化を進めます。

### 2 市内中小企業への優先発注

物品購入や各種契約については、横浜市中小企業振興基本条例や本会経理規程等に基づき、中小企業への発注を優先します。特に100万円以上の契約については、本会規程等に則り、本会業者選定委員会を組織し、その対象となる業者を選定します。

### 3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

本会事業の実施にあたり、区内障害者施設等への発注を積極的に行うとともに、必要に応じて横浜市社会福祉協議会が運営する「よこはま障害者共同受注総合センター」を通じて、市内障害者施設への役務や物品の発注を行うことで、障害者の社会参加促進や工賃向上に寄与します。

### 4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けてい

ます。また、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的および不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

## 5 障害者の就労推進

本会を含む横浜市社会福祉協議会全体として策定した『障害者雇用推進方針』に基づき、法定雇用率の継続的な達成を目指すとともに、障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働く職場づくりを目指すことで、障害者雇用推進に取り組みます。

## 5 事業

### (1) 施設の提供について

#### ア 利用団体との関係性の構築・支援について

利用団体の情報を把握し、支援するための取組について、具体的に記載してください。

##### 1 利用団体との関係性の構築

登録時等には団体の活動内容等を丁寧に聞き取ります。また、窓口担当者を置き利用時には職員から積極的にあいさつや声かけを行う他、ご意見箱、窓口満足度調査、利用団体懇談会等を活用して団体の運営の課題や団体の状況等を把握し、支援につなげられる関係性を作ります。

毎月初めの平日に行う一斉予約日には、団体同士がお互いの活動を理解し尊重しあいながら予約が取れるように丁寧に調整を行います。

##### 2 利用調整会議の開催・登録事務等

年に1回利用登録団体向けに利用調整会議を開催し、利用の注意点の共有等の他、利用団体から意見をいただき改善につなげます。また、団体同士の相互理解やネットワークづくりの機会としても活用します。

また、利用調整会議にあわせて登録の更新確認を行います。ロッカー・メールボックス利用の意思確認も行い、希望が多い場合には抽選により公平に利用できるよう管理します。



利用調整会議でのグループワーク

##### 3 拠点担当職員間の情報共有

職員をシフト制で配置しているため、交代時の引継や業務日誌、グループウェア等で情報や対応内容を共有します。職員同士の日常的なコミュニケーションを大切に業務を行います。

### イ 施設の利用促進について

施設稼働率の数値目標及びボランティア等の育成支援を踏まえた利用促進の方針について、具体的に記載してください。

目標：多目的研修室 80%、団体交流室 40%の稼働率を目指します。

令和5年度実績で全時間帯・全曜日を通した稼働率は、多目的研修室が78.1%、団体交流室が33.6%となっています。なお、平日の日中稼働率では多目的研修室が87.1%、団体交流室が43.6%となりますので、さらなる利用促進を図ります。

また、録音室や点字製作室、対面朗読室については、主に視覚障害者支援の技術系ボランティアグループ（点訳・音声訳・拡大写本等）に活用されており、引き続きグループの活動を支援するとともに、新規の団体の利用促進も図ります。

### 1 本会の強みを活かしたPR活動の実施

本会ホームページや広報紙「鶴見区社協だより」「つるボラ情報」などへの掲載を通して周知を進める他、本会会員や福祉関係団体等のネットワークを通じたPR活動を実施します。

また、拠点内に寄付ボックスを設置する等、気軽に立ち寄りやすい工夫も行います。

また、本会主催のボランティア講座等の出席者等に向け、ボランティア活動の紹介やグループ立ち上げ支援の提案を行います。



寄付ボックスのコーナー

### 2 誰もが利用しやすい施設を目指した取組

誰にとってもわかりやすい館内の掲示を心掛けるとともに、可能な範囲でご利用者の要望に対応し、利用しやすい環境づくりに努めています。

具体的には、視覚障害者のための音声訳を行う録音室や、トイレの個室内に緊急呼出ボタンを設置しました。また、聴覚障害の方々からの強いご要望に基づき、緊急時の誘導点滅避難装置を設置しました。さらに、多目的研修室の反響音の軽減のための吸音対策を施しました。



緊急呼出ボタン



聴覚障害者のための誘導灯点滅避難装置



吸音カーテン

## (2) ボランティアに関する事業について

### ア ボランティアに関する情報収集、分析及び計画立案について

支援を必要とする人・団体のニーズに関する情報収集、地域のニーズ等の分析及びそれらに基づいて事業の計画立案を行う方針等について、具体的に記載してください。

ボランティアに関する調整や各種事業は、本拠点の受託前から本会が長く取り組んできた事業

です。これまでの経験や時代の変化を踏まえた計画立案を行います。

### 1 ボランティアを必要とするニーズの収集・分析・立案

本会に寄せられる様々な相談（移動情報センター・食支援・権利擁護事業等）から、ボランティアにつながるニーズの収集や分析を行います。また、生活支援体制整備事業等を通して日常の困りごと等のニーズ調査等も実施し、地域の実情に応じた取組の創出につなげます。

地域ケアプラザや地域の会合等に参加し、支援者や活動者から見える地域の課題を把握し、地域とともに解決方法を検討し、地区別計画等とも関連させて具体的な取組につなげます。

### 2 ボランティア活動団体からの情報収集・分析・立案

各種連絡会等を通して、活動団体が直面している課題や今後の展望等を収集します。必要に応じて研修の企画や必要な団体につなぐといった支援を行います。「鶴見ふれあい助成金」の配分を通して団体の活動内容や財政状況を把握し、必要な運営支援を行います。

また、本会の役員会等で地域の課題を共有し、本会として事業化すべきものの検討・実施につなげます。

### 3 災害ボランティアの推進

区役所との連携し、大規模災害発生時に設置する災害ボランティアセンターの運営に向けて、シミュレーション訓練等を行い、ボランティアの育成を行います。

また、地域で開催されるイベントにおいて災害ボランティアの普及啓発に努めます。



ボランティア団体等へのアンケート調査



ボランティア・市民活動分科会での  
災害に関する勉強会



災害ボランティアセンター  
のシミュレーション訓練

## イ ボランティアに関する広報及び情報提供について

ボランティアに関する情報を、ボランティア活動者、利用者及び地域住民等に提供する方法について、具体的に記載してください。

### 1 広報紙・ホームページ等による情報提供

本会広報紙「鶴見区社協だより」（年2回 タウンニュースに掲載）により、ボランティアを含む幅広い福祉啓発に関する情報発信を行います。また、ボランティアセンター広報紙「つるボラ」（年3回）では相談者・ボランティア登録者に対し、ボランティアに特化した情報や活動募集等を発信し、具体的な活動に結びつけます。

ホームページでは、よりタイムリーな情報掲載や地区社協の



年2回の「鶴見区社協だより」  
(タウンニュース掲載)

取組の共有等も行います。

## 2 イベント・事業等と連動させた取組

鶴見・あいねっと推進フォーラムにボランティアコーナーを出展する等、多くの人にボランティアについて理解を深めていただく機会を作ります。地域からの要望に応じて出張講座等も行います。



あいねっと推進フォーラムの  
ボランティアコーナー

また、移動情報センター、食支援等の個別支援の

活動に関して、地域に周知を図るとともにニーズを把握し、ボランティアの掘り起こし等を行います。災害ボランティアや共同募金等とも関連させて、寄付活動等も含めた幅広いボランティア活動の周知も行います。

### **地域での障害理解出前講座**

## 3 ボランティア団体・関係機関への情報収集・提供

利用調整会議や本会の各種分科・連絡会等を活用し、助成金や研修などのタイムリーな情報発信を行います。

## **ウ ボランティアに関する相談・紹介について**

ボランティアに関する相談・紹介の方法と、ボランティアコーディネートを推進するための計画について、具体的に記載してください。

## 1 ボランティアコーディネーターによる相談・調整

専門のボランティアコーディネーターを配置し、相談調整を行います。調整にあたっては、地域ケアプラザ等の関係機関との連携を取り、細やかなコーディネートができるよう努めます。また、ボランティアグループの立ち上げや運営支援も行います。

## 2 ボランティアメニューの開拓

ボランティアの活動希望者には、学校や企業からの地域貢献的なもの、社会とのつながり・社会復帰を目的としたもの等多様な要望があり、マッチングに配慮が必要なものも多くあります。既存の活動にマッチングしにくい場合でも、フードドライブ等の気軽に参加できる活動を提案する等、活動のきっかけとなる働きかけを行います。

その他、定期的に区民活動センターや地域ケアプラザの情報も収集し、多様な要望に応えられるよう努めます。

## 3 ボランティアコーディネーターの育成

横浜市社協の職員研修計画に位置付けられた研修を定期的に受講し、内部で共有して共に学びあう体制を作ります。また、積極的に外部に出向くことで関係機関との連携や情報交換を行い、知識やネットワークを広げ、コーディネートに役立てます。

## エ ボランティアの育成・支援について

ボランティアの発掘・育成のために実施する事業の計画や、ボランティア団体及び活動者への支援策について、具体的に記載してください。

### 1 ボランティア活動への入口づくり

ボランティアに関心がない人や、あっても一歩踏み出せない人に向けて、広報等でボランティアの魅力の発信を継続します。また、気軽に参加できる体験会や、地域での出前講座やイベントへの出展等を実施し、身近な場所でボランティアの情報に触れる機会を作ります。

「福祉の体験会」の点字コーナー

### 2 ボランティア団体同士のネットワークづくり

ボランティア・市民活動分科会や子どもの居場所連絡会等を活用して、活動者同士の悩みや工夫を共有し、活動継続の励みになるような機会とします。

子どもの居場所  
連絡会

### 3 地域ケアプラザや関係機関との連携

生活支援コーディネーターや地域活動交流コーディネーター連絡会等を活用し、ボランティア発掘・育成について情報共有や課題検討を行います。また、協働事業で学校等と連携することで新たなボランティア発掘にもつなげます。

地域ケアプラザと合同の  
「ちょこボラ交流会」

### 4 学校や企業での福祉教育の実施・連携



学校での体験学習

学校や企業からの要望に応じて、障害理解やボランティアに関する福祉学習の機会を作り、将来的なボランティアの育成につなげます。障害当事者等を講師に迎えたり、実際に寄付活動に取り組む等、具体的な活動につながるプログラムを検討・実施します。

企業等に対しては、地域の高齢者の生活を支える活動への参加や障害者のイベントに協賛を募る等、多様な主体と具体的に連携できる取組も進めます。

### 5 ボランティア保険の受付

全国社会福祉協議会によるボランティア保険の受付を行い、活動者や団体が安心して活動が継続できるよう支援します。

## (3) 他の関連組織とのネットワークについて

### ア 関係機関及び地域団体との連携について

関係機関及び地域団体の情報把握及び連携について、考えを記載してください。

本会の会員組織や各種連絡会等のネットワークを生かし、関係機関・団体の情報把握や連携に結びつけます。

### 1 役員会・各種分科会・連絡会の実施

本会の役員（理事・評議員等）は会員の中から各分野の代表者が選出されているため、区内の福祉的な課題の共有や、解決に向けた検討を行う場としても活用します。

また、地区社協分科会、ボランティア市民活動団体分科会、子どもの居場所連絡会、地域ケアプラザコーディネーター連絡会、高齢者関係施設連絡会等を定期的に実施し、情報提供や状況把握、課題の検討等を行います。また、必要に応じて研修会や分科会等を横断した交流の機会を作り、相互理解につなげます。

### 2 関係会議・事業等への参加

区民生委員児童委員協議会や区自治連合会の定例会、地域ケアプラザの各職種連絡会や地域の事業に積極的に参加し、情報把握や日常の連携につなげます。

### 3 その他本会の業務を通した連携

また、「鶴見ふれあい助成金」で助成を行う団体等、本会の業務を通して把握できる情報も地域団体の情報として活用します。

さらに、地域貢献に関心のある企業等にも働きかけ、ネットワークづくりや具体的な活動に結びつける支援を行います。

## イ 区行政との協働について

区地域福祉保健計画、区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について、具体的な計画を記載してください。

### 1 鶴見区地域福祉保健計画「鶴見・あいねっと」

区とともに協働事務局として計画の推進や策定に取り組みます。特に、これまで計画に関わりの少なかった民間企業との連携を進める等、本会のネットワークを生かした実践につなげます。

また、区、地域ケアプラザ、区社協による地区別支援チームの一員として、地区別計画の策定・推進や日常の情報共有や課題の検討につなげます。



### 2 生活支援体制整備事業

区の地域包括ケア担当と本会が受託している生活支援コーディネーターとが一体となり、高齢になっても自分らしく暮らせる地域づくりに取り組みます。

### 3 総合相談等

生活福祉資金や食支援、権利擁護事業等の実施にあたり、区と連携して適切に個別支援ができるように、部署同士の相互理解の機会を設ける等日頃から相談しあえる関係を作ります。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

本会は、横浜市等の受託金や補助金、区民からの会費や募金等の公共性の高い財源により運営されています。そのため、本指定管理料に限らず、区民の願いや公共の福祉を実現するために透明性の高い経費執行を行います。

指定管理料は経理上の区分を設けて管理し、備品購入や修繕、人件費の確保、各種ボランティア事業や広報等を計画的に予算化し執行します。清掃業務の委託や物品の購入にあたっては、可能な範囲で区内の障害者施設等を利用します。

なお、平成 28 年度の移転以降、聴覚障害者向けの避難誘導灯の設置を求める声や、視覚障害者等からの施設の反響音の改善を求める声が寄せられていました。しかし修繕の対象外であり指定管理料内での執行も困難だったため、令和 5 ~ 6 年度には本会の財源確保の仕組みを生かし、寄付金の活用によって対応しました。

### (2) 運営費の効率性について

運営費等について低額に抑える工夫について記載してください。

人件費については、拠点運営に必要な人員配置を予算化して計画的に支出します。事務費については、一定額以上の場合は見積もり合わせを行う等、低廉な物品やサービスを選択します。

エネルギー消費を減らすために、利用団体に理解を求めてこまめな消灯や空調の適正化に取り組みます。また、ペーパーレス化による紙の節約や、事務工程の見直しによる人件費の効率的執行等についても取り組みます。